

政令

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年五月十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第三百三十七号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十条第二項（同法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

- 四 レーザ光を用いることその他の文部科学省令で定める基準に従うものに限る。により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた映像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた映像を、直径が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・一ミリメートルのものに限る。）であつて前号ロに該当するものに連続して固定する機能を有する機器

附則

(施行期日) この政令は、平成二十一年五月二十二日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の著作権法施行令（以下「新令」という。）第一条第二項又は第一条の二第二項の規定は、新令第一条第二項（第四号に係る部分に限る。）に規定する機器又は当該機器によるデジタル方式の録画（デジタル方式の録音及び録画を含む。）の用に供される同号に規定する光ディスクであつて、この政令の施行前の購入（小売に供された後の最初の購入に限る。）に係るものについては、適用しない。

文部科学大臣 塩谷 立
内閣総理大臣 麻生 太郎

省令

○文部科学省令第二十四号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条第四号の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年五月十五日

文部科学大臣 塩谷 立

著作権法施行規則の一部を改正する省令
著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六章（第一条）を「及び映像の固定に用いる光学的方法に係る基準（第一条・第二条の二）に、第一章の章名を次のように改める。

第一章 音の信号に係る接続的方法及び影像の固定に用いる光学的方法に係る基準
第一条中「昭和四十五年政令第三百三十五号」を削り、「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第二章（第一条）の次に次の一条を加える。
（映像の固定に用いる光学的方法に係る基準）
第一条の二 第一条第二項第四号の文部科学省令で定める基準は、標準的な室内環境において、波長が四百五十ナノメートルのレーザー光を開口数が〇・八五の対物レンズを通して照射することとする。

附則第四項中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

附則

この省令は、平成二十一年五月二十二日から施行する。

告示

○中央選挙管理会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九十号）第七十八条の規定に基づき、平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十一年五月十五日

中央選挙管理会委員長 坂田 桂三

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館内 総務省
日時 平成二十一年五月十五日 午前十一時

○政治資金適正化委員会告示第二十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり告示する。
平成二十一年五月十五日
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 登録年月日 氏名
二六〇九 二、四、二四 佐伯 直輝
二六一〇 二、四、二四 吉田 俊雄
二六一一 二、四、二四 熊野 雄平
二六一二 二、四、二四 花田 順正
二六一三 二、四、二四 松永 貴之
二六一四 二、四、二四 坂本嘉一郎
二六一五 二、四、二四 内藤 昌史
二六一六 二、四、二四 坂水 秀行
二六一七 二、四、二四 新田 正弘
二六一八 二、四、二四 神田 洋一
二六一九 二、四、二四 鍛冶 敏弘
二六二〇 二、四、二四 坪井 祐一
二六二一 二、四、二四 山下 武
二六二二 二、四、二四 岩瀬 哲正
二六二三 二、四、二四 津田 昌宏
二六二四 二、四、二四 藤澤 有香
二六二五 二、四、二四 金森 岳司
二六二六 二、四、二四 水谷 重和
二六二七 二、四、二四 富樫 寛
二六二八 二、四、二四 瀬戸 順一
二六二九 二、四、二四 脇坂 春行
二六三〇 二、四、二四 佐々木 進
二六三一 二、四、二四 下平 明美
二六三二 二、四、二四 市川 公一
二六三三 二、四、二四 濱口 大輔
二六三四 二、四、二四 飯塚 明浩
二六三五 二、四、二四 高井 真一
二六三六 二、四、二四 熊野留美子
二六三七 二、四、二四 佐藤 宣夫
二六三八 二、四、二四 橋口 玲
二六三九 二、四、二四 石瀬 真実

○法務省告示第二百十五号

仙台市青葉区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年六月十五日までに、同区長に對して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
注意
一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、青葉区役所又は仙台法務局に照会すること。
平成二十一年五月十五日
法務大臣 森 英介

仙台市八幡町六十三番地
○法務省告示第二百十六号
愛知県春日井市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年六月十五日までに、同市長に對して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
注意
一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、春日井市役所又は名古屋法務局春日井支局に照会すること。
平成二十一年五月十五日
法務大臣 森 英介

愛知県東春日井郡篠木村大字八幡甲四十八番戸
○法務省告示第二百十七号
新潟県上越市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。
平成二十一年五月十五日
法務大臣 森 英介

新潟県上越市五智三丁目六百十五番地十三
新潟県上越市五智三丁目六百十五番地十三
平成二十一年五月十五日
法務大臣 森 英介

木南 高雄